

再審法改正を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

やってもいない犯罪で有罪とされる「冤罪」は、犯人とされた方や御家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない、最大の人権侵害である。このような冤罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいる。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たる。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にある。このように、「再審のルール」が存在しないことから、冤罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じている。これでは適正・公平な裁判とはいえない。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害を救済するための大きな原動力となっている。捜査機関の手元にある証拠の中には、請求人(元被告人)の無実を示すものが含まれていることも少なくない。しかし、現行法では、そのような証拠を出させる(開示させる)ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられているため、請求人(元被告人)の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、冤罪被害が救済されないことも起こり得る。このような不正義を放置しておくことはできない。

しかも、いったん裁判所が冤罪の疑いを認めて再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の2段階の手続となっている。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎない。したがって、再審請求手続において再審開始決定、つまり裁判のやり直しを命じる決定がなされたのであれば、有罪判決の正当性に疑いが生じていることになるので、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理を行うべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立てを認めるべきではない。

冤罪被害者の中には、例えば名張事件や日野町事件のように、冤罪を晴らすことができないまま亡くなった方もいるし、大崎事件(97歳)や袴田事件(88歳)のように、相当の高齢となっている方もいる。このように、冤罪被害者の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情である。

そこで、日本弁護士連合会は、2023年(令和5年)6月16日に開催された定期総会において、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を中心とする再審法の改正を速やかに行うよう求める決議を採択した。また、全国各地の弁護士会、弁護士会連合会でも、同趣旨の決議が行われている。

冤罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法改正にはもはや時間の猶予はない。以上の理由から、再審法は速やかに改正されるべきだと考える。

この間、2024年(令和6年)3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況である。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつある。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していない。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要である。

そして、全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年(令和6年)4月の時点で、既に7道府県議会を含む260を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されている。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えている。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えている。

そこで、下記のとおりに請願する。

記

国へ再審法改正を求める意見書を提出すること。

2 提出者

福井弁護士会 会長 堺啓輔

3 紹介議員

田村康夫、西本正俊

4 受理年月日

令和6年9月4日